

## 鹿 児 島 県 公 報

令和 7 年 6 月 10 日 (火) 第 624 号



発 行 鹿 児 島 県  
〒890-8577 鹿児島市鴨池新町10番1号  
編 集 総 務 部 学 事 法 制 課  
定 例 発 行 日 ( 毎 週 火 , 金 )

## 目 次

(※については例規集掲載事項)

ページ

## 告 示

- 保安林の指定予定 (森づくり推進課取扱い) 1
- くろまぐろ (小型魚) に関する知事管理漁獲可能量の変更 (水産振興課取扱い) 2
- くろまぐろ (大型魚) に関する知事管理漁獲可能量の変更 (水産振興課取扱い) 2
- 土地改良区の役員の退任の届出 (農地整備課取扱い) 2
- 児童福祉法に基づく指定障害児通所支援事業者の指定 (北薩地域振興局取扱い) 2
- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス事業者の指定 (北薩地域振興局取扱い) 3
- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定一般相談支援事業者の指定 (北薩地域振興局取扱い) 3
- 児童福祉法に基づく指定障害児通所支援事業者の指定 (始良・伊佐地域振興局取扱い) 4
- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス事業者の指定 (始良・伊佐地域振興局取扱い) 4

## 監 査 委 員 告 示

- 包括外部監査人の監査の事務を補助する者の氏名及び住所並びに監査の事務を補助できる期間 (監査委員事務局取扱い) 4

## 公 安 委 員 会 告 示

- 遊技機の型式の検定の告示 (生活安全企画課取扱い) 5

## 告 示

## 鹿 児 島 県 告 示 第 421 号

森林法 (昭和26年法律第249号) 第25条の2 第1項の規定により、次のとおり保安林として指定する予定である。

令和 7 年 6 月 10 日

鹿 児 島 県 知 事 塩 田 康 一

- 1 保安林予定森林の所在場所  
枕崎市田布川町1116番, 1127番, 1129番, 1130番, 1156番, 1157番, 1167番
- 2 指定の目的  
土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
  - (1) 立木の伐採の方法  
ア 主伐は、択伐による。  
イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。  
ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
  - (2) 立木の伐採の限度  
次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を鹿児島県環境林務部森づくり推進課及び枕崎市役所に備え置いて縦覧に供する。)

### 鹿児島県告示第422号

漁業法（昭和24年法律第267号）第16条第1項の規定により、くろまぐろ（小型魚）に関する令和7管理年度における知事管理漁獲可能量を次のように変更した。

令和7年6月10日

鹿児島県知事 塩田康一

- 1 管理の対象となる期間  
令和7年4月1日から令和8年3月31日まで
- 2 都道府県別漁獲可能量について、本県に定められた数量  
53.6トン
- 3 知事管理漁獲可能量

知事管理区分	配分数量
鹿児島県定置漁業（上半期）	14.4トン
鹿児島県定置漁業（下半期）	21.5トン
鹿児島県その他のくろまぐろ（小型魚） 漁業（上半期）	4.9トン
鹿児島県その他のくろまぐろ（小型魚） 漁業（下半期）	7.7トン

### 鹿児島県告示第423号

漁業法（昭和24年法律第267号）第16条第1項の規定により、くろまぐろ（大型魚）に関する令和7管理年度における知事管理漁獲可能量を次のように変更した。

令和7年6月10日

鹿児島県知事 塩田康一

- 1 管理の対象となる期間  
令和7年4月1日から令和8年3月31日まで
- 2 都道府県別漁獲可能量について、本県に定められた数量  
35.9トン
- 3 知事管理漁獲可能量

知事管理区分	配分数量
鹿児島県定置漁業	19.8トン
鹿児島県その他のくろまぐろ（大型魚） 漁業	12.6トン

### 鹿児島県告示第424号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により、十三塚原土地改良区の役員の退任について次のとおり届出があった。

令和7年6月10日

鹿児島県知事 塩田康一

退任した役員の氏名及び住所  
理事 西 泰行 始良市加治木町日木山1858番地2

### 北薩地域振興局告示第7号

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第21条の5の3第1項の規定により、次のとおり指定障害児通所支援事業者として指定した。

令和7年6月10日

北薩地域振興局長 本田敬

事業所		申請者			指定年月日	障害児通所支援の種類
名称	所在地	名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名		
児童発達支援事業所ひだまり	出水市黄金町814-12	社会福祉法人沖田福祉会	出水市黄金町811番地	松下 勝志	令和 7 年 4 月 1 日	児童発達支援
発達支援センターはっぴーちるどれん	薩摩川内市樋脇町塔之原1177	株式会社ステップ・アップ	薩摩川内市青山町4204番地1	前田 将伸	令和 7 年 4 月 1 日	児童発達支援・放課後等デイサービス
放課後等デイサービスいちごいち咲	出水市明神町1743番地1	株式会社Unselfish	出水市荘1764番地1	下田 静吾	令和 7 年 4 月 1 日	放課後等デイサービス
放課後等デイサービスひなた	出水市高尾野町下水流1807番地5	株式会社en-ciel	出水市高尾野町上水流825番地7	池上 靖朗	令和 7 年 4 月 1 日	放課後等デイサービス
にじっこ	薩摩川内市田海町11-40	合同会社NISHIYAMA	薩摩川内市御陵下町5番32号	西山 満郎	令和 7 年 4 月 1 日	放課後等デイサービス
颯	薩摩川内市青山町4204番地1	株式会社ステップ・アップ	薩摩川内市青山町4204番地1	前田 将伸	令和 7 年 4 月 1 日	居宅訪問型児童発達支援・保育所等訪問支援

## 北薩地域振興局告示第 8 号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第29条第1項の規定により、次のとおり指定障害福祉サービス事業者として指定した。

令和 7 年 6 月 10 日

北薩地域振興局長 本田敬

事業所		申請者			指定年月日	障害福祉サービスの種類
名称	所在地	名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名		
サポートラボみらい	薩摩川内市向田本町9-19	株式会社オフィスHIGASHI	薩摩川内市高江町654番地1	東 峯生	令和 7 年 4 月 1 日	就労継続支援B型
就労継続支援事業所かけはし	薩摩川内市百次町1501番地	合同会社ブリッジワン	薩摩川内市百次町1501番地	永田 朋子	令和 7 年 4 月 1 日	就労継続支援B型

## 北薩地域振興局告示第 9 号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第51条の14第1項の規定により、次のとおり指定一般相談支援事業者として指定した。

令和 7 年 6 月 10 日

北薩地域振興局長 本田敬

事業所		申請者			指定年月日	地域相談支援の種類
名称	所在地	名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名		
相談支援事業所なぎ	薩摩川内市大小路町39-3	株式会社ユリシス	薩摩川内市永利町4134番地183	山本 麻美	令和 7 年 4 月 1 日	地域移行支援・地

						域 定 着 支 援
--	--	--	--	--	--	--------------

## 始良・伊佐地域振興局告示第20号

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第21条の5の3第1項の規定により、次のとおり指定障害児通所支援事業者として指定した。

令和 7 年 6 月 10 日

始良・伊佐地域振興局長 大西千代子

事 業 所		申 請 者			指 定 年 月 日	障 害 児 通 所 支 援 の 種 類
名 称	所 在 地	名 称	主たる事務所の 所在地	代表者の氏 名		
児童発達支援ク ローバー	霧島市隼人町真 孝2400-41	社会福祉法人ク ローバー福祉会	霧島市隼人町内 514番1	山口 義幸	令和 7 年 4 月 1 日	児童発達 支援
ことばの教室そ らまめキッズ加 治木	始良市加治木町 木田438番地1	株式会社スカイ メディケアラボ	薩摩川内市上川 内町5423番地1	久保田 空	令和 7 年 4 月 1 日	児童発達 支援・放 課後等デ イサービ ス
放課後等デイサ ービスクレヨン	霧島市隼人町真 孝2400-41	社会福祉法人ク ローバー福祉会	霧島市隼人町内 514番1	山口 義幸	令和 7 年 4 月 1 日	放課後等 デイサー ビス

## 始良・伊佐地域振興局告示第21号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第29条第1項の規定により、次のとおり指定障害福祉サービス事業者として指定した。

令和 7 年 6 月 10 日

始良・伊佐地域振興局長 大西千代子

事 業 所		申 請 者			指 定 年 月 日	障 害 福 祉 サ ー ビ ス の 種 類
名 称	所 在 地	名 称	主たる事務所の 所在地	代表者の氏 名		
サポートセンタ ーかがやき	霧島市隼人町内 1553番地1	特定非営利活動 法人輝	霧島市隼人町東 郷82番地	園田 昇三	令和 7 年 4 月 1 日	就労継続 支援 A 型 ・就労継 続支援 B 型

## 監 査 委 員 告 示

## 監査委員告示第1号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の32第1項の規定による協議が調ったので、包括外部監査人の監査の事務を補助する者の氏名及び住所並びに当該監査の事務を補助する者が包括外部監査人の監査の事務を補助できる期間を次のとおり告示する。

令和 7 年 6 月 10 日

鹿児島県監査委員 松 蘭 英 昭  
同 大 蘭 豊  
同 小 園 しげよし  
同 ふくし山ノブスケ

## 1 包括外部監査人の監査の事務を補助する者の氏名及び住所

氏 名	住 所
岩切 至久	鹿児島市武一丁目 5 番 19 号 コウキマンション 403 号

又木 健文	曾於市末吉町上町五丁目 5 番地 12
尾花 洋一郎	鹿児島市皇徳寺台四丁目 76 番 2 号皇徳寺ファーストビル B 棟 101 号

## 2 包括外部監査人の監査の事務を補助できる期間

岩切 至久及び又木 健文は、令和 7 年 7 月 1 日から令和 8 年 3 月 31 日まで並びに尾花 洋一郎は、令和 7 年 9 月 1 日から令和 8 年 3 月 31 日まで

## 公安委員会告示

### 鹿児島県公安委員会告示第 59 号

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和 23 年法律第 122 号）第 20 条第 4 項の規定により申請のあった次の遊技機は、遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則（昭和 60 年国家公安委員会規則第 4 号）第 6 条の遊技機の型式に関する技術上の規格に適合していると認めた。

令和 7 年 6 月 10 日

鹿児島県公安委員会委員長 石窪奈穂美

遊技機の種類	型式名	製造者の氏名又は名称	検定番号
ぱちんこ遊技機	PA フィーバー戦姫絶唱シンフォギア 4 A R	株式会社三共	5P0453
ぱちんこ遊技機	e 女神のカフェテラス J L Z	株式会社 J F J	510287
回胴式遊技機	L 新鬼武者 3 S A	株式会社レオスター	5S0507
回胴式遊技機	L 咲-Saki-頂上決戦 Y R	株式会社三洋物産	5S0429